

委託費の算定方法

1 委託費

(1) 訓練実施経費

訓練実施経費は受講生 1 人 1 月当たりの月額単価を以下の額を上限とし、個々の経費の積み上げによる実費とする。

- ① 知識等習得コース（就職支援経費対象） …… 56,000 円（外税）（1 人 1 月単価）
- ② 建設人材育成コース …… 106,000 円（外税）（ 〃 ）
- ③ e ラーニングコース …… 66,000 円（外税）（ 〃 ）
- ④ 高齢求職者スキルアップ・スキルチェンジコース 66,000 円（外税）（ 〃 ）

(2) 就職支援経費（知識等習得コースのみ）

就職支援経費は、受講生 1 人 1 月当たりの就職支援経費就職率に応じた月額単価により支払うこととし、支払い対象期間は 6 月を上限とする。

支払い対象期間は訓練期間が 6 月未満の場合は、訓練月数を対象期間とする。

就職支援経費就職率	月額単価（外税）
80%以上	20,000 円
60%以上 80%未満	10,000 円
60%未満	支給なし

① 就職支援経費の対象となる対象就職者の定義

- イ) 訓練修了日の翌日から起算して 3 か月以内（以下「訓練修了後 3 か月以内」という。）に就職（就職のための中途者を含む。）又は内定した者のうち、一週間の所定労働時間が 20 時間以上であり、且つ「雇用期間の定め無し」又は「雇入れの日から起算して 120 日以上（以下「4 か月以上」という。）の雇用期間により雇入れられた者及び自営を開始した者の人数をいう。
- ロ) ただし、訓練修了後 3 か月以内に、4 か月未満の雇用期間により就職又は内定したものであって、その後、訓練修了後 3 か月以内に、「雇用期間の定め無し」又は「4 か月以上」の就職又は内定した者については、「対象就職者」として取り扱うものとする。
- ハ) 就職した者のうち、労働者派遣事業により派遣される場合は、就職者は訓練修了後 3 か月以内に派遣先に就業（就業予定は除く）した者に限ることとし、自営業の場合は、訓練修了後 3 か月以内に設立又は開業し、かつ法人設立届出書又は個人事業開廃届出書の写しを提出した者に限るものとする。
- ニ) 訓練実施機関又はその関連事業主に雇用された場合は、雇用保険の加入者に限ることとし、就職状況報告の際に、雇用保険被保険者資格取得確認通知書（雇用保険被保険者資格取得届等受理後に公共職業安定所長から事業主に交付）の写しを提出するものとする。
- ホ) 「内定」は、就職状況報告の際に、訓練修了者等からの書面に就職予定日の記載がある場合のみ可とする。
- ヘ) 「訓練修了者」からは、就職状況報告の日以前に、複数の職業訓練に係る受講指示を受けたことにより、再度の訓練受講中である又は予定している者を除くものとする。

②就職支援経費就職率

就職支援経費就職率は、上記対象就職者の人数を訓練修了者及び対象就職者のうち就職のための中途者の人数で除した割合とする。

就職支援経費就職率(%) =

(対象就職者数) ÷ (訓練修了者数 + 対象就職者のうち中途就職者) × 100

(小数点第2位を切捨て)

(3) 託児サービス経費 (託児サービス付き訓練のみ)

託児サービスに係る委託費の単価は、託児サービス提供機関における一般の利用者の利用単価と同額とし、児童1人1日あたり3,300円(外税)又は1人1月あたり66,000円(外税)を上限とする。

(4) 職場見学等推進費 (職場見学等実施コースの訓練のみ)

受講生の就業希望に沿った複数(2ヶ所以上かつ合計6時間以上)の職場体験・見学等を実施し、職場見学等実施率が80%以上である場合は、職場見学等推進費として1人当たり10,000円(外税)を支払うこととする。

(5) デジタル訓練促進費 (知識等習得コース及びeラーニングコースのデジタル分野に該当するコースのみ)

ア DX推進スキル標準対応コース

「DX推進スキル標準」において整理された共通スキルリストのカテゴリーである「ビジネス変革」、「データ活用」、「テクノロジー」、「セキュリティ」のうち、複数のカテゴリーの学習項目が科目に盛り込まれたカリキュラムとなっている場合は、デジタル訓練促進費として1人当たり月額5,000円(外税)を支払うこととする。

イ デジタル資格コース

ITスキル標準(ITSS)で定めるレベル1以上の資格(WEBデザインコースについては別添「WEBデザイン関係の資格」にある資格)の取得を目指す訓練コースとし、資格取得率35%以上(WEBデザインコースについては50%以上)、かつ、デジタル訓練促進費就職率70%以上の場合は、デジタル訓練促進費として1人当たり月額10,000円(外税)を支払うこととする。

その際、訓練科名の末尾に【IT資格】又は【WEBデザイン資格】を付けること。

なお、上記ア、イ双方に対応したコースとすることも可能であるが、イのデジタル訓練促進費の支払いがない場合に限り、アのデジタル訓練促進費を支払うこととする。

(6) デジタル職場実習推進費 (知識等習得コースのデジタル訓練促進費対象訓練のみ)

訓練カリキュラムに職場実習を組み込んだ場合に支払いの対象とし、職場実習は2週間以上1ヶ月未満で1日の訓練時間の全てを実施し、職場実習出席率が80%以上である場合に支払うこととし、1人当たり20,000円(外税)とする。

(7) 通信機器貸与費 (eラーニングコースのデジタル訓練促進費対象訓練のみ)

eラーニングコースの訓練のうち、デジタル分野のコースについて、パソコン等通信機器のリース又はレンタルに要した経費の実費(貸与した訓練生1人当たり月額15,000円(外税)を上限)を支給する。

2 委託費の支払

(1) 算定基礎月

訓練開始日又はそれに相当する日を起算日とし、翌月の応当日の前日までの区切られた期間を「1 か月」として「算定基礎月」とする。受講生が中途退校した場合は、中退日までを算定基礎月とする。

(2) 支払対象

算定基礎月各月において、訓練設定時間の80%に相当する時間の訓練を受講した者を対象に委託費を算定し、訓練実施機関に支払うものとする（当該要件を充たす月を「支払対象月」という。）。

算定基礎月において、訓練設定時間の80%に相当する訓練を受講していない場合であっても、訓練開始日から訓練終了日までの全訓練期間（中途退校した場合は退校までの期間）における訓練設定時間の80%に相当する時間の訓練を受講した者に対しては、全訓練期間について支払対象とする。

(3) 委託費支払額

支払対象月に1人当たりの月額単価を乗じた委託費を支払うものとする。

また、受講生が中途退校した場合は、委託費の額は算定基礎月毎に算定し、支払対象月について以下により支払うものとする。

- ① 訓練実施日数（eラーニングコースについては、推奨訓練日程計画における在宅訓練の日数及びスクーリングの日数の合計とする。以下同じ）が16日以上又は訓練実施時間（eラーニングコースについては、推奨訓練日程計画における在宅訓練の時間数及びスクーリングの時間数の合計とする。）が96時間以上（eラーニングコースについては、48時間以上とする。以下同じ）である場合は月額単価。
- ② 訓練実施日数が16日未満又は訓練実施時間が96時間未満である場合は、訓練をすべき日数を分母に、訓練実施日数を分子にして得た率に、月額単価を乗じて得た額（1円未満切捨て）。